



PROFILE 02 総務省行政管理局
行政手続室 課長補佐
永田 真一 Nagata Masakazu

経歴
平成15年 4月 総務省採用
同 人事・恩給局総務課
平成15年 8月 奈良県総務部市町村課
平成17年 4月 総務省自治行政局行政課
平成19年 7月 同 行政管理局管理官付
平成21年 7月 モンペリエ第一大学留学(フランス)
平成23年 7月 現職

行政官の正義と真理 —法を作り、国を動かす力—

Schedule
ある1日のスケジュール

9:00	11:30	12:00	13:00	15:00	17:00	19:00
衆議院総務委員会 行政手続法の解釈を答弁する審議官を後方支援。予想外の追加質問にも冷静に答弁する上司の後ろ姿に心打たれる。	lunch@銀座 銀座まで一駅。同期や同僚と楽しくランチ。	法改正のための部内検討 司法と行政の役割分担をめぐり百花繚乱の議論。ホワイトボードを使った自由闊達な意見交換。この職場は風通しがいい。	奈良県庁勤務以来の友人と会合の赤坂 当時お世話になった方が今では首長に。夕食を食べながら近況報告しあう得がたい時間。	審議官室での検討会vol1 行政手続法の審査基準と大臣の裁量について激論。判例解釈を更に探究する必要性を感じる。	係長から協議案件に関する相談 敏速に処理方針を示す。部下育成の観点から、時に厳しく・時に教え諭す。この係長もやがては人の上司となる。人を育てる難しさを知り、先輩方へ改めて感謝。	審議官室での検討会vol2 同僚同士の議論が行詰まったところで、行政法に非常に詳しい審議官のお知恵拝借。

PROJECT

公正・迅速な権利救済を目指して～行政不服審査法の改正～

国民と行政の間には、しばしば行政処分をめぐる法的紛争が生じます。民事紛争は、裁判所の審判により解決することもできますし、話し合いなどで円満解決もできます。行政争訟の場合も、もちろん裁判所で解決する道がありますが、訴訟にはお金と時間がかかるし、心理的ハードルもある。そこで、行政に対し、いわば「自己反省」を求め、「不服申立て」という手続があるのです。総務省の所管する行政不服審査法がそのルールとなります。

裁判と違い訴訟費用がいらぬメリットがある一方、「泥棒に店番をさせるような仕組みだ」といった厳しい批判があります。では、どうすれば、裁判に比べ早く・安くを維持しながらも、これまでより公正で、「行政ならではの柔軟な紛争解決ができる仕組みとなるのか。この問いに答え、実現することが現在のミッションです。

このように行政不服審査法は、紛争解決という側面から、国民と行政の関係を規律する、法治主義の根本ともいべき重要なルールであり、それだけにその改正となれば、全ての国民・行政機関に影響を与える分、やりがいのある大きな仕事といえるでしょう。

法の正義を実現する

国民の自由な経済活動のためには、許認可といった規制行政は法律により適正に運営しなくてはなりません。行政管理局は、行政が不許可処分などをする際のルール(行政手続法)や、違法・不当な処分を受けた国民のインシアチブで処分取消しを申し立てる際のルール(行政不服審査法)など、いわば行政の基本を所管しています。

現在、法改正を検討しています。「悪法も法なり」と現状を悲観してみせるのは行政官の仕事ではありません。法も時代の変化に応じ変わるべきです。ただし、法は「正義への企て」でなければならず、そのありようは論者によって様々ではない。国民の権利を守る立場から、制度哲学の論争を超えて、変えるべきは変え、変えざるべきは守る。その一翼を担っています。

法律に残るシゴト

入省以来、地方自治法、構造改革特区法、地方教育行政法、独立行政法人通則法など法改正の仕事をしてきました。自分の手で法律案を書く、「法律に残るシゴト」です。政権の重要課題ともなれば、速やかに関係方面と調整を行い、法律案として描き出す。いかに公益を実現し、他の公益と衝突させないか。行政官の腕の見せ所です。

このとき「武器」となるもの、それは、皆さんが大学などで学ぶ現行法・裁判例の正確な知識に裏打ちされた思考力に加え、頭の柔軟性と瞬発力、法の運用を知るための人脈と人格、交渉相手を説得する論理力と胆力。これらを「武器」に、議員や学者の先生方、関係省庁・内閣法制局、地方団体などの多様な関係者と議論しながら、一つの法律案を生み出していきます。

外国行政官に通じる真理 —フランス留学での経験

Cher fils japonais, travaillez comme les japonais. Profitez aussi du bonheur de vivre. La vie est un cadeau. Il faut savoir l'apprécier à son juste prix. (息子よ、全力で日本のために働きなさい。そして

して休日は自分のために。覚えておきなさい、人生は宝物だ)

この言葉は、帰国の際、バラン内務省警察総局長から涙ながらに頂いたものです。一留学生として初の海外生活に挑んだ私が、フランス警察トップとなる人の懐に飛び込めたのは何故か。

留学というと華々しいイメージかもしれませんが、しかし、国際化という耳触りのよい響きとは裏腹に、待っているのは、言葉・文化の壁。齟齬感に苛まれる辛い日常です。

ここで「武器」となったもの。それは、奈良県庁勤務の経験—奈良市に2年住み、市町村の方々と仕事し、休日をともし、培った現場感覚。フランス語ができることはもちろん大事ですが、その万倍大切なことは、結局、行政官として、どれだけ真剣に国を思い、国家全体を考え現場を見て働いてきたか、という当たり前の真理でした。

ラングドック＝ルシヨン州のバラン地方長官(当時)とお会いする機会を得たとき、この真理を自信に、地方行政から日本の歴史、emperorに至るまで議論し、結果として、深い信頼関係を築くことができました。東日本大震災後、日本への観光客減少を食い止めようと、日本政府観光局パリ事務所の協力で仏語版観光パンフ配布イベントを開催した際には、バラン長官と一緒にフランスのTV番組に出演することで、大きな反響を得ました。

大学院を卒業し帰国した今、バラン総局長の言葉を胸に、人生を楽しみながら、全力で公務に当たっています。

行政の基本となる法律の改正を任せられ、国際的にも通用する素養を体得し実践できる。こんな総務省という職場で、日本の将来を創る仕事、一緒にやりませんか。



打ち合わせ中の筆者

若手職員の声



行政管理局行政手続室係長
藤野 知之
(平成21年入省)

行政管理局は、国民との関係で適正な行政マネジメントを実現していく役割を担っています。例えば、行政手続室では、目下、違法な行政処分により権利を侵害された国民の救済を充実させるため、現行の行政不服審査法が抱える課題の改善に向けて最適解を得るための検討を行っています。

その中で、行政手続室の係長の仕事は、室の対外窓口として室の意見と各省が企図する政策との調整、所管法律(行政不服審査法・行政手続法等)の適正な運用の確保を目的とした各行政機関に対する助言、法改正に向けた内閣法制局説明資料・条文書の作成等多岐に渡ります。

ただ、これら全てを独力で完遂しなければならないわけではありません。拙いなりにもロジックを組み立てて自分なりの解決案を見出し、上司に相談すれば、不足部分は知識・経験ともに豊富で頼りがいのある上司が優しく(時に厳しく?)指導し、補ってくれます。このような上司とのやりとりの中から様々なことを学び取るとともに、目標とする公務員像を描き、そこに向かって成長していける環境が整っているのは、この職場の大きな魅力だと思っています。

また、常時仕事に没入りきるのでなく、お昼休みは上司や他の同僚たちと近場に外出してランチをとったり、夜も不要な残業はしないなど、時間を有意義に使うメリハリの効いた生活が送れることは、良い意味で衝撃です。

これからも国家公務員として、国民のことをしっかりと考えながら、尊敬できる上司や仲間とともに、充実感を持って業務に取り組んでいきたいと思っています。



長官公邸にてバラン長官(当時)と



復興イベントを開催(筆者中央)